

費用内訳書

課 長	係 長	照 査	設 計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 8月

工期 令和 9年 3月15日

作 業 名 除塵設備点検整備（若王子取水池）

作 業 場 所 京都市左京区若王子町33番地

若王子取水池

作 業 費 金 円

作 業 価 格 円

消費税及び

地方消費税相当額 円

内 訳 書 （ 総 括 ）

(1 / 1)

作 業 名	除塵設備点検整備（若王子取水池）							
費 目	工 種	種 別	単位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
作業費								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		諸経費	式	1				
作業価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
作業費計								

内 訳 書

(1 / 2)

作業名	除塵設備点検整備（若王子取水池）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
作業費									
直接費									
	除塵設備点検整備費		式	1					
	計								[労務費]
	直接費計								直接費
計（請負原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費

内 訳 書

(2 / 2)

作業名	除塵設備点検整備（若王子取水池）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
作業価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
作業費計									

除塵設備点検整備（若王子取水池）

特 記 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

建設リサイクル法	
☐ 適用	☒ 適用外

1 共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、令和7年12月版の水道部施設課作業一般仕様書（委託）による。

なお、作業一般仕様書は水道部施設課で配布する。

2 作業概要

本作業は、若王子取水池除塵設備の機能を十分に発揮させ、取水施設の維持管理が円滑に行えるように除塵設備の点検整備を行うものである。

3 作業場所

京都市左京区若王子町33番地 若王子取水池

4 完成期限

令和9年 3月15日 とする。

5 設備概要

(1) 若王子除塵機1系

型 式	レーキ付ダブルチェーン式自動除塵機
主要機器寸法	機幅 2,400 mm × 機長 8,915.4 mm
掻 揚 速 度	4 m/min
レーキ取付数	6 本（1基当り）
駆 動 方 式	電動機直結形サイクロ減速機（トルクリミッター付）
減 速 機 型 式	CHHM2-4170DB-TL
減 速 比	i=1/377
電 動 機	1.5 kW×4 p×220 V×60 Hz
製 造 者	㈱荏原製作所
製 造 年 月	1998年3月
設 置 数	2基（1-1号・1-2号）
主 要 部 材 質	主軸 S45C フレーム SS400・SUS304 バースクリーン SUS304 レーキ・ワイパー SS400

(2) 若王子除塵機2系

型 式	レーキ付ダブルチェーン式自動除塵機
主要機器寸法	機幅 2,400 mm × 機長 8,915.4 mm
掻 揚 速 度	4 m/min
レーキ取付数	5 本（1基当り）
駆 動 方 式	電動機直結形サイクロ減速機（トルクリミッター付）
減 速 機 型 式	CHHM2-6175DB-TL
減 速 比	i=1/559
電 動 機	1.5 kW×4 p×220 V×60 Hz
製 造 者	前澤工業㈱
製 造 年 月	2010年10月
設 置 数	2基（2-1号・2-2号）
主 要 部 材 質	主軸 S45C フレーム SS400・SUS304 バースクリーン SUS304 レーキ・ワイパー SS400

(3) 1系ベルトコンベア

型 式	キャリア式ベルトコンベア (3ローラー20°)
主要機器寸法	機幅 600 mm × 機長 18,170 mm
ベ ル ト	幅 600 mm ・ 3 P (耐油性ゴム)
運 送 能 力	43.2 m ³ /hr ・ ベルト速度 24 m/min
駆 動 方 式	サイクロモータープーリー方式
形 式	CPM2-6145
電 動 機	1.5 kW × 4 p × 200 V × 60 Hz
製 造 者	前澤工業(株)
製 造 年 月	2010年10月
設 置 数	1基
プ ー リ ー	ヘッド φ 384mm × L 650mm (ゴムライニング付) テール φ 318mm × L 650mm
ロ ー ラ ー	φ 90mm 鋼管 (キャリア・リターン共)
緊 張 方 法	テークアップユニット方式
ク リ ー ナ ー	ヘッド部 ウェイト式ヘッドスクレパー (レバー付) テール部 内面V型ベルトクリーナー
主 要 部 材 質	フレーム・脚・スカート SS400

(4) 2系ベルトコンベア

型 式	キャリア式ベルトコンベア (3ローラー20°)
主要機器寸法	機幅 600 mm × 機長 10,250 mm
ベ ル ト	幅 600 mm ・ 3 P (耐油性ゴム)
搬 送 能 力	43.2 m ³ /hr ・ ベルト速度 24 m/min
駆 動 方 式	サイクロモータープーリー方式
型 式	CPM2-6145
電 動 機	1.5 kW × 4 p × 200 V × 60 Hz
製 造 者	前澤工業(株)
製 造 年 月	2010年10月
設 置 数	1基
プ ー リ ー	ヘッド φ 384mm × L 650mm (ゴムライニング付) テール φ 318mm × L 660mm
ロ ー ラ ー	φ 90mm 鋼管 (キャリア・リターン共)
緊 張 方 式	テークアップユニット方式
ク リ ー ナ ー	ヘッド部 ウェイト式ヘッドスクレパー (レバー付) テール部 内面V型ベルトクリーナー
主 要 部 材 質	フレーム・脚・スカート SS400

(5) ホッパー

型 式	鋼板製角型電動ホッパー
容 量	8.0 m ³
電 動 機	3φ × 200 v × 60 Hz × 0.75 kW × 2
製 造 者	前澤工業(株)
製 造 年 月	2010年10月
設 置 数	1基
動 作 方 式	電動シリンダー DGM2T-7J
ス ト ロ ー ク	700 mm
主 要 部 材 質	本体 SS400 アンカーボルト・ナット SUS304

6 作業内容

点検作業内容は下記の事項とする。

なお、下記に明記されていない事項でも、当然必要と思われる箇所については、点検整備を行うこと。

(1) 除塵機 (1系2基、2系2基)

- ア 上部ガイドの点検（変形・摩耗・損傷）及び調整
- イ ローラーチェーン・主務チェーンの点検（変形・摩耗・損傷）及び給油
- ウ レーキ及びブレーキローラーの点検（腐食・損傷・変形）及び爪調整
- エ ホイールの点検（変形・摩耗・損傷）
- オ スクレパー及びスカートの点検（腐食・損傷・変形）
- カ 運転状態の確認（電流・絶縁抵抗・異音・回転状態）
- キ 全体の目視点検・清掃
- ク 駆動用減速機外観の目視点検（発錆・油漏れ・損傷等）及び動作確認

(2) ベルトコンベア (1系1基、2系1基)

- ア サイクロモータープーリの点検調整（電流・振動・異音・ライニングゴムの摩耗）
- イ テールプーリ・テークアップユニットの点検（回転状態・異音・腐食）
- ウ ローラー（キャリア・リターン）の点検及び不良箇所の取替え（摩耗・回転状態・異音・腐食）
- エ 引き綱スイッチの動作確認・表示確認
- オ スクレパー（ヘッド・内面）の点検（変形・異音・ゴムの摩耗・動作確認）
- カ スカート・フレームの点検（腐食・変形・ゴムの摩耗）
- キ 駆動用スプロケット（駆動側・反駆動側）の点検（変形・摩耗・動作確認）

(3) ホッパー (1基)

- ア 電動シリンダー作動状態の点検調整（開閉時の電流・振動・異音）
- イ 重量検出器（変換器・指示計含む）の点検（電流・動作確認・表示確認）
- ウ トルクリミッター（安全装置）の動作確認・表示確認
- エ ゲート・ケーシングの点検（腐食・変形・摩耗）
- オ 架台・歩廊・手摺りの点検（腐食・変形・摩耗）
- カ リミットスイッチ（開閉）の動作確認・調整及び表示確認

(4) 共通事項

- ア 各給油箇所への給油
- イ 設備全体の外観点検
- ウ 作業による剥離した塗装部の補修塗装
- エ 調整が必要な箇所の調整・不具合箇所の軽易な修理
- オ その他、製作者の点検要領に定められた項目

(5) 現場操作盤

- ア 操作盤内の清掃・乾燥状態
- イ 各表示灯の球切れ
- ウ 各スイッチの作動確認
- エ 各接続端子の緩み・腐食の確認
- オ その他、必要事項の点検

7 適用法令

点検整備及び各作業に当たっては本仕様書によるほか、次の法令規格に準拠して行うこと。

- (1) 日本工業規格（J I S）
- (2) ダム、堰施設技術基準（ダム、堰施設技術協会）
- (3) 水門鉄管技術基準（水門鉄管技術協会）
- (4) 電気設備技術基準（経済産業省令）
- (5) 内線規定（電気技術基準調査委員会 編）
- (6) 有線電気通信法及び電気設備に関する技術基準
- (7) その他関係法規

8 提出書類

- (1) 提出書類一覧用としてパイプ式ファイル（とじ厚30mm）に表紙及び背表紙を貼付け（様式は初回打合せで指示）したものを1部提出すること。
- (2) 作業開始までに監督員と事前に協議したうえで、作業開始の3週間前までに作業計画書を提出して承諾を受けること。また作業日報の提出方法も協議時に確認し、計画書に記載すること。
- (3) 完成図書は両開きのパイプ式ファイル（A4）に見やすく整理して原則として1部提出すること。

9 その他

- (1) 点検整備の開始に当たっては、事前に監督員と綿密な打合わせを行うと共に監督員の指示に従うこと。
なお、本作業は原則として停水期間中に行うものとし、日程等の詳細については別途協議のうえ決定する。
- (2) 点検整備終了後は、各データ、資料、図面等を取りまとめて報告書を作成し提出すること。
- (3) 点検整備に必要な測定器具、材料（給油用グリースの補充を含む）及び工具類は全て受注者により準備し使用すること。
また、点検の結果、不良部品の取替えが必要なものについては、監督員と協議のうえ同一部品にて取り替えること。
ただし、消耗品等の低廉な部品については、受注者の負担により取り替えること。
なお、予備品を使用した場合は、報告書に明記すること。
- (4) 点検整備中に異常箇所が発見された場合、または、寿命等で部品の取替えが必要と思われる場合には、ただちに監督員と協議のうえ、適切な処置を施すこと。
- (5) 点検整備完了後に生じた障害であっても、明らかに受注者の不備に起因すると認められるものについては、無償修理または取替えの責任を負うものとする。
- (6) 本作業で発生した撤去品等は、関係法令等を遵守し、適切に処分すること。
- (7) 作業終了後、後片付け及び清掃を十分に行うこと。